資料3-1

北名古屋市まち・ひと・しごと創生推進計画について

1　地域再生計画の名称

北名古屋市まち・ひと・しごと創生推進計画

2　計画期間

2023年3月31日から2025年3月31日まで

3　制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地域再生計画に対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する制度で、損金算入による軽減効果と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮される。

制度の活用にあたっては、企業の本社が所在する地方自治体への寄附は本制度の対象とならないこと、また寄附額が10万円以上であることが要件となっている。

4　本市における企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定状況

「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に適合する地方創生に資する事業を転記した「北名古屋市まち・ひと・しごと創生推進計画」を地域再生計画として策定し、令和5年3月末に国から認定を受け、企業版ふるさと納税の募集を令和5年4月から開始した。

5　寄附の状況　（単位：千円）

年度	寄附件数	寄付金額	活用事業
令和5年度	8件	18,200	市民活動センター整備事業（北名古屋市の安心な暮らしを守り住み続けられる「まち」をつくる事業）

μ-base

M:Meet up　（出会い）
e:enhance　（ここの強みを更に高める）
w:with　　（ともに進める）

Mew＝μ:Meet+New　base:拠点

6　今後の取組方針

引き続き制度の周知を図るとともに、企業版ふるさと納税の寄附先に選ばれるよう、企業へのトップセールスなど、より効果の高い企業への働きかけを実施する。また、民間事業者が寄附者の発掘を行い、寄附の意向を示した企業と本市をマッチングさせ、成功報酬型で手数料を支払う「企業版ふるさと納税支援事業」を本年12月から開始する。

こうした取り組みを通じて、引き続き、企業版ふるさと納税を契機とした関係人口の創出・拡大に繋げていく。